令和2年度事業計画

全日本剣道連盟

全日本剣道連盟(以下、「本連盟」という。)は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとともに、心身の錬磨による人づくりとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、令和2年度の事業を展開する。

第1. 基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

第2. 重点方策

- 1. 伝統文化としての剣道の正しい普及と発展を図る。
- 2. 中学校武道必修化に伴う剣道の課題を検討して諸施策を立案し、その推進を支援する。
- 3. 強化・指導・教育を通じて、資質の高い剣道人を育成する。
- 4. 称号・段級位制度の適正な運用を図る。
- 5. 試合・審判規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、剣道の質を高めるために、 適切な指導法と連携し、審判による試合の充実と活性化を図る。
- 6. 国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
- 7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。
- 8. 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。

第3. 重点事項

本年度は、伝統文化としての剣道の正しい普及とさらなる剣道の質の向上を図るため、指導・ 教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、審査会、 講習会、社会体育指導員養成講習会等の充実を図るとともに、諸団体の行う重要な大会および 講習会を後援し、その充実に協力する。

なお、主な大会、審査会、各種講習会等は、令和2年度行事日程表(添付)のとおりである。

1. 普及

剣道の質の向上と普及に努める。

- (1) 普及・指導・教育活動の効果を高めるため、各種大会、研修会、講習会等の状況 把握と検討により、一層の充実を図る。
- (2) 各都道府県剣道連盟が主催する全剣連後援講習会の位置づけを明確にして、講習会の実施方法等を見直し、講習内容の充実を図る。
- (3) 各都道府県剣道連盟が取組む「剣道の良さの普及活動」並びに「コンプライアンスの維持活動」を支援する。
- (4) 各専門委員会と協働し、全剣連の掲げる重点事項の遂行を支援する。
- (5) 各専門委員会と連携して普及活動に取り組み、各関連団体が行う普及・指導・教育活動を支援する。
- (6) 剣道指導要領に則った所作・礼法の普及を図る。

2. 学校教育関連

伝統文化としての剣道の良さを、教育機関・関係者に広く理解させ普及を図ること、 及び小・中・高・大学における剣道の質的向上を図るための方策を検討する。

- (1) 中学校武道必修化に対応するため、スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質 向上支援事業」を推進し、さらに全国剣道指導者研修会や各都道府県剣連におけ る取り組みなどを通して授業協力者の指導充実・資質向上と中学校での活用につ いて実態を把握し、課題に対する方策を検討する。
- (2) 小学校への武道教育導入に向け、その施策と具体的な学習内容等を検討する。
- (3) 中学校および高等学校における剣道授業や部活動そして部活動指導員の活用の 実態等を把握し、課題に対する方策を検討する。

3. 指 導

剣道を正しく普及するための指導のあり方について研究を行う。

- (1) 「剣道の理念」、「剣道修錬の心構え」、「剣道指導の心構え」を基盤にして指導を推進する。
- (2) 「日本剣道形」「木刀による剣道基本技稽古法」「竹刀稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた各々の指導法の充実を図る。
- (3) 講師要員(指導法)の講習・研修を実施し、指導法講師の養成を図る。
- (4) 女子剣道指導法講習会を実施し、技能の向上ならびに指導力の向上を図る。
- (5) 本連盟刊行の「剣道指導要領」「剣道講習会資料」「日本剣道形解説書」「木刀による剣道基本技稽古法」「剣道社会体育教本」「剣道授業の展開」の活用を図る。
- (6) 国内外の各層・各領域に剣道を正しく普及させるため、関連の専門委員会と連携しながらより適切な指導法のあり方を検討する。

4. 女 子

女子剣道の普及と質の向上を図る。

- (1) 女子剣道指導者の育成及び指導力の向上や女子審判員の育成及び技能向上を図る。
- (2) 指導部会ならびに試合・審判委員会との連携及び指導を得ながら、指導者講習会 及び女子審判講習会においての女子講師の育成を図る。
- (3) 女子剣道の普及・推進を図るために、全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会出場枠増への実施を計画するなど、魅力ある女子大会の改革を図る。
- (4) 子育て中の女性剣道の普及を図るために、女性が参加しやすい大会や講習会時の 支援方策を検討する。

5. 称号·段級位

称号・段級位審査規則および細則を遵守し、審査の適正な運営を図る。

- (1) 国内外における審査会の実施方法のあり方について調査・研究を行う。
- (2) 審査業務のより適切な運営・管理を図る。
- (3) 称号・段級位審査の調査・研究を行う。
- (4) 称号取得の啓発活動を推進する。

6. 試合·審判

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判員として適正な試合運営能力および指導力の向上のため、実践的研修を行う。
- (2) 研修会・講習会を通して女子審判員の育成および審判技能の向上を図る。
- (3) 各国の審判員育成ならびに審判技能の向上に向け支援を行う。
- (4) 剣道用具等の仕様の適正化を図る。

7. 強化

剣道の資質・力量を兼ね備えた剣士の育成・強化を図る。

- (1) 第18回世界剣道選手権大会に向けた全日本代表候補選手の強化を図る。
- (2) 各都道府県剣連の中核となる剣士の錬成強化と指導力養成を図るため、中堅剣士 講習会を実施する。
- (3) 剣道の将来を担う青年層の剣士を育成する選抜特別訓練講習会(骨太)が、現在休止中であるため、令和3年度の復活に向け、その実施方法について検討する。

8. 居合道

全剣連居合の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 居合道八段研修会を実施し、指導者としての意識改革を図る。
- (2) 全国大会開催地の固定化を図る。
- (3) 解説書を含む指導要点の見直しを図る。
- (4) 中央講習会および地区講習会において、全剣連居合の普及を図る。
- (5) 審査員・審判員となる者に対して古流の研鑽を推奨し、その修得に努める。
- (6) 中堅指導者の審判技術および指導力の向上を図る。
- (7) 居合道普及・発展のための調査・研究を行うとともに、問題点の改善を図る。また、各地区の居合道部会に倫理委員を設け、各講習会において武士道精神の勉強会を行う。

9. 杖 道

全剣連杖道の普及・振興を図り、その徹底に努める。

(1) 中央講習会および地区講習会において、全剣連杖道の徹底と普及に努める。

- (2) 審査員となる者に、称号・段級位審査規則、同細則と審査員研修資料の徹底に努め、適正な審査の運営を図る。
- (3) 審判員として、試合・審判規則、同細則を遵守させ、適正な試合運営能力向上のため実践的研修を行う。
- (4) 中堅指導者に対し、技術および指導力の向上を図る。
- (5) 全日本杖道大会の、より一層の充実を図る。

10. 社会体育指導員養成

社会や学校の働き方改革により、地域スポーツクラブ指導者や学校での部活動指導員 (外部指導者)の必要性が増している。このような時代の要請に応えるために、地域 の中核となる剣道指導者の養成に向けて、初級・中級・上級講習会および各更新講習 会の更なる充実に努め、剣道の普及・発展に資する。

- (1) 有資格者が、地域の剣道指導の中核として、自信と誇りを持って活動できるように講習内容の一層の充実に努める。
- (2) 受講者が積極的に上位の級を目指す魅力ある講習会となるよう、各級講習会の特色をより明確にする。
- (3) 受講年齢の拡大等により、受講機会ならびに有資格者の増加を図る。
- (4) 更新講習会では、引き続き初級・中級・上級の各級別に開催し、特に初級・中級においては、一つ上の級へのステップとなる内容の充実を図る。
- (5) 関係機関と連携を図りながら、中学校・高等学校の部活動指導および中学校武道 必修化に対応できる指導者を養成する。

11. 国 際

各国の剣道連盟の独自性を尊重しつつ、剣道の理念を正しく伝達することに努め、剣道の普及を促進する。

- (1) 第18回世界剣道選手権大会に向けた準備を進める。
- (2) 国際剣道連盟理事会の開催業務支援を行い、国際剣道連盟役員を理事会に派遣する。
- (3) 第18回世界剣道選手権大会の審判員講習会を成田市で実施する。
- (4) 国際剣道連盟主催の各ゾーン審判講習会に模擬試合者を派遣し、世界剣道選手権大会審判員の審判技術向上を支援する。
- (5) 海外の大会、講習会、審査会へ指導者を派遣し正しい剣道の伝達、普及に努める。

- (6) 外国人剣道指導者夏期講習会を北本市で実施する。
- (7) 外国剣道連盟・団体への剣道具の提供を行う。
- (8) 全日本剣道連盟各種資料の英文化と配布を行う。
- (9) 国際剣道連盟の運営への援助・協力と、国際競技団体連合 (GAISF) への対応業 務支援を行う。
- (10) 国際剣道連盟との連携の下に、海外の剣道界の動きを注視しながら、各地域連盟 の組織化を支援する。
- (11) 全剣連英文ホームページの充実を図ると共に、国際剣道連盟ホームページの更新を支援する。

12. 広報活動ならびに物販事業

- (1) 月刊広報・機関誌『剣窓』の誌面内容充実をさらに進めるともに、定期購読者拡大に努める。
- (2) ホームページおよびソーシャルメディア等の運用は時代の進化に即して発信、受信機能を高める。発信内容は広報部門および各専門委員会と連携を図る。
- (3) 剣道普及キャラクター「ぶしし」の多面的活用を検討、実施する。
- (4) マスメディアとの意見交換、各種情報媒体への情報提供を通じ、剣道の正しい認識と普及に努める。
- (5) 主要大会の中継、録画、録音を改善充実するとともに、個人情報保護等の取扱いを適切に進める。
- (6) 全剣連頒布物などの知的財産権に関する管理、安全を適切に進める。
- (7) 頒布物販売システム(オンラインショップを含む)をさらに改善し、サービス向上に努める。
- (8) 全剣連刊行物の電子書籍化についても検討する。
- (9) 「剣道カレンダー」を作成・頒布を行う。

13. 文化関係事業

歴史的資料などを一般、研究者らに閲覧情報提供サービスを継続する。映像資料を含め、整理、保存を進める。

14. 資料

剣道関係類の図書、電子データーを蒐集、整理保存し、一般、研究者への公開サービスを継続する。諸外国で保存されている資料を選択、蒐集する。

15. 医·科学関係

- (1) 剣道における心身の健康・安全を守るために、最新の剣道障害の予防・診断・治療等に関する情報をホームページ・冊子などで情報の提供をし、啓発活動を行う。
- (2) 剣道の安全性確保の目的で、剣道における重大事故(入院に匹敵する事故)の情報収集、その分析やリスク要因の解析、事故予防策を策定するシステムを構築し、 剣道事故及び障害の発生防止に努める。
- (3) 剣道具の品質の向上・維持、規格の遵守等について、竹刀及び剣道具安全性検討 特別小委員会など他の委員会と連携を取りつつ、剣道における安全性の確保に努 める。
- (4) 強化訓練講習会等に帯同医師を派遣し、医・科学的支援および指導を行う。トレーニングコーチとの一層の連携を図りつつ、よりよい支援体制を構築する。
- (5) アンチ・ドーピング委員会と緊密な連携を図ることにより、ドーピング防止のための啓発活動を行う。

16. アンチ・ドーピング関係

- (1) ドーピング防止のための方策および関連健康管理事項(コンディショニング)を解説した「剣士のためのアンチ・ドーピングマニュアル」を定期的にアップデートし、これを活用することにより、指導者、一般剣道愛好家、講習会受講生等に対し、積極的に啓発活動を行う。また、必要に応じて、このマニュアルを中、高、大学生を含むジュニア世代の教育に用いることも考える。なお、本活動は、医・科学委員会と密接な連携を図りながら進める。
- (2) 国体などで年齢層の高い競技者に対してもドーピング検査が行われるようになっていることから、中年層以上の競技者に対してもアンチ・ドーピング対策を講じる。
- (3) アンチ・ドーピング教育の実を高めるために、対象年代に適合した簡単な問題集とその解答集を作成し、これを講習会などで活用することを計画する。
- (4) 全剣連ホームページおよび機関誌「剣窓」にドーピング防止に関する記事を定期的に掲載し、積極的に啓発活動を行う。

(5) 主催大会等においてドーピング・コントロール (検査管理) を行う。

17. 長期方策の検討

策定した「全日本剣道連盟《基本計画》『次世代への継承に向けて』」の以下の三本柱を推進する。

- (1) 現在の初段合格者数(令和元年度で推定3万2千人)を、5年後も維持することを目標とする(主に少年少女)。
- (2) 剣道復活や生涯剣道を支援して、年長者の剣道人口の拡大を図る(中年から高齢者)。
- (3) 女性が剣道を継続できる環境を整える等の施策により、少女のみならず女性年長者の剣道人口増加を図る(女性)

18. 情報処理関係

- (1) 大会運営(時計、記録、掲示等)と大会中継、速報等の情報提供サービスが連動できるシステムの開発に着手する。
- (2) ネット情報の適切な管理、安全をさらに検討し、実施する。

19. 総務・経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進し、財務の効率化を図る。

- (1) 日本武道館内の北の丸事務所再開により、更なる事務所運営の効率化を推進する。
- (2) 職員の職務遂行能力の向上、自己啓発活動を支援する。

20. 表彰事業

剣道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

21. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

(1) 都道府県剣連、全国組織剣道関係団体との連携の緊密化を図り、その剣道普及・

振興への援助と協力を行う。

(2) 剣道に対する理解・評価を高めるため、関係官庁及び関連団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

以上